



国土交通省
信濃川河川事務所

記者発表資料

平成26年 2月21日

本資料の発表をもって解禁

河川管理のコスト縮減及び資源の有効活用を目的とした試行的取組み！

信濃川の河道内樹木の採取事業者を公募します

信濃川河川事務所では、信濃川に繁茂する樹木のうち、河川管理上支障がある樹木の伐採を適宜実施しています。

従来、樹木伐採に係るコスト縮減を目的とした伐採・採取希望者の公募は営利を目的としない個人的な利用に限っていましたが、この度、営利目的による有料の樹木伐採・採取の可能性を調査するため、**事業者による樹木の伐採・採取**希望者を公募する取組を「試行」します。

1. 概要

信濃川の河川内に多く繁茂している樹木は、放置すると樹林化が進行し、治水上あるいは管理上の問題があることから、対策として伐採作業を行っています。

今般、伐採に係るコスト縮減及び河道内樹木の有効活用を図る事を目的に、樹木を伐採・採取することを希望する事業者（企業・団体）を「公募」し、河川法第25条の規定に基づく採取許可により、河道内樹木を採取する取組を試行いたします。

公募に関しては、別添の公募文をご覧ください。

応募いただいた事業者については当事務所にて審査及び選定を行い、選定された事業者には引き続き河川法第25条に基づく採取許可申請手続きを行っていただきます。

【今回は試行につき、採取料無料となります】

2. 公募期間 : 平成26年2月21日（金）～ 3月10日（月）
※応募書類は郵送により、平成26年3月10日必着

3. 採取期間 : 平成26年4月1日（火）～ 4月30日（水）

4. 採取場所 : 信濃川左岸河川敷（長岡市西野及び越路中島地先）

5. 問い合わせ・申込み先 : 北陸地方整備局 信濃川河川事務所 管理課
〒940-0098 長岡市信濃1-5-30
TEL : 0258-32-3259 . FAX : 0258-34-9040
メールアドレス : shinano-kanri01@hrr.mlit.go.jp

※募集要領は事務所HPにも掲載しています (<http://www.hrr.mlit.go.jp/shinano/>)

同時発表記者クラブ

長岡市政記者会
長岡地域記者会
三条市記者クラブ
各種業界紙

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 信濃川河川事務所
広報担当 専門官 清水 克之
電話)0258-32-3020(内線406)
FAX)0258-33-8168

公 募

信濃川の河道内樹木の伐採事業者を公募します。
～河川法第25条を適用した公募型伐採の試行～

平成26年2月21日

北陸地方整備局 信濃川河川事務所長

1. 目的

信濃川の河川内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水時の水の流れの妨げとなることや、流された樹木により堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上問題があります。さらに河川内の樹林化により、河川巡視に支障をきたしたりゴミ等が投棄されるなど、河川の維持管理や環境上の問題もあります。

このため、国土交通省信濃川河川事務所では、これらの対策として順次河川内の樹木の伐採作業を行っております。

しかしながら、樹木伐採には相当の費用を要することから、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図る試みとして、樹木を伐採・採取することを希望する事業者（企業・団体）を公募により募り、河川法第25条の規定に基づく採取許可により、河道内樹木を採取する取り組みを試行いたします。

2. 募集概要

(1) 応募から採取までの流れ

信濃川河川事務所管内の別添図示す範囲の樹木を伐採して採取することを希望する者は、この「公募型樹木等採取試行募集要領」に記載された内容に従い応募書類を作成し、後述の応募方法に従い応募書類を提出して下さい。

受理した応募書類の内容を確認し、応募参加資格及び採取に関する計画等の審査を経て採取申請者を選定いたします。

選定結果は応募者へ通知いたします。

また、選定された採取申請者は、河川法第25条の許可を受けて、伐採作業が可能となります。申請手続きの方法につきましては、選定後に打合せにて説明いたします。

(2) 募集期間

平成26年2月21日（金）～平成26年3月10日（月）

※応募書類は郵送により平成26年3月10日必着

(3) 樹木伐採の場所

信濃川 左岸高水敷（長岡市西野及び越路中島地先）

約16,000㎡

なお、詳細な場所、範囲については別添参考資料参照。

(4) 樹木の採取期間

平成26年4月1日 ～ 平成26年4月30日まで

※土日祝日を除く平日の8時30分から17時00分まで

(5) 樹木の種類

主に広葉樹（ヤナギ・クルミ・ニセアカシア等）

(6) 樹木採取料（占用料）

採取料（占用料）について、河川法第25条の許可を受けた者が、河川法第32条の規定により、新潟県が徴収（新潟県河川流水占用料等徴収条例）することがあります。

なお、今回の採取料については、徴収されません。

(7) 応募参加資格

以下のいずれかに該当する者は、参加資格に適合しないと判断し選定されません。

①過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。

②公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとし、北陸地方整備局長から指名停止等を受けている者。

③公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。

④直近1年間の税を滞納している者。

⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者。

(8) 応募方法

応募については、1企業につき1回とし、別紙の応募様式に以下の内容を記入し、

（2）募集期間内に担当者宛て郵送又は電子メールにて提出して下さい。

①応募者の指名（法人の場合は代表者名）、住所、連絡先

②採取を希望する河川産出物の種類（今回は「樹木」と記載）

③採取を希望する河川産出物の用途

④採取に関する計画

・作業予定期間

・作業実施者

・伐開、搬出方法

⑤採取を実施する工程

樹木伐開→枝払い及び小割り→積み込み運搬

枝葉についても現場より回収して搬出して下さい。

⑥安全対策等（清掃、交通整理等）

⑦参加資格の合致状況

⑧提出先

- ・住所 〒940-0098
新潟県長岡市信濃1-5-30
- ・TEL 0258-32-3259
- ・FAX 0258-34-9040
- ・メールアドレス shinano-kanri01@hrr.mlit.go.jp
- ・担当者 信濃川河川事務所 管理課

応募者の氏名（法人の場合は代表者名）、住所、連絡先は選定結果の通知及び当選後の連絡にのみ使用します。

採取を希望する河川産出物の種類及び用途は、種類又は用途を制限するものではありませんが、当該種類又は用途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を正確判断することができないため、確認を行う場合があります。また、確認により疑義が解消されない場合には、落選する可能性があります。

(9) 選定の方法

選定は、応募書類に基づいて審査を行い、参加資格があると判断した者を選定します。また、応募者が多数の場合は抽選（応募の先着順等）により選定します。

(10) 選定結果の通知

選定結果については、選定後速やかに応募者に通知いたします。

(11) 選定後に必要な許可手続き

選定された応募者は、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める法第25条の許可に係る申請書を提出する必要があります。

申請書の提出にあたっては、添付書類として、同条第2項各号に掲げる図書の提出が必要になります。また、同項第7号の「その他参考となるべき事項を記載した図書」として、応募者に通知した選定決定の通知を提出する必要があります。

辞退があった場合は、応募者を対象に申請者を再選定します。

(12) 採取にあたっての許可条件

河川区域内の樹木の採取については、河川法、同法施行令その他関係法令の規定及び次の各条項を遵守しなければなりません。

①許可を受けた者は、許可期間中、採取の場所又は付近の見やすい場所に標識名、

採取するものの種類及び数量（行為の内容）、採取方法、許可受者名及び所轄事務所・出張所の名称を明記した採取許可標識をあらかじめ、信濃川河川事務所長（以下「所長」という）の指示に従って設けて下さい。

②許可を受けた者は、採取が原因で河川管理施設を損傷したときは、速やかに所長に届け出て、その指示に従って下さい。また、採取が原因で第三者に損傷を与えた場合は、許可を受けた者が解決にあたって下さい。

③許可を受けた者は、次に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内にその旨を国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という）に書面で届け出て下さい。

- ・住所又は氏名を変更するとき
- ・採取の目的を達することができなかつたとき

④許可を受けた者は、採取の着手と完了の際は、その旨を所長に書面で届け出て検査を受けて下さい。

⑤許可を受けた者は、採取に伴う危険を防止するために必要な措置を講じて下さい。

⑥許可を受けた者は、運搬路を常に河川管理上支障のない状態に保って下さい。

⑦許可を受けた者は、出水の恐れがあるときは、機材等を流出させないように措置を講じて下さい。

⑧作業時間は、8：30～17：00までとします。

⑨許可を受けた者は、採取について、所長から河川管理上の指示があった場合は、これに従って下さい。

⑩許可を受けた者は、許可の内容を変更しようとするときは、改めて局長の許可を受けて下さい。

⑪許可の取り消しがあったとき又は採取の目的を達することができなかつたときは、所長の指示するところにより、河川管理上必要な措置を命ずることがあります。当該措置完了の際は、所長の検査を受けることとします。

⑫野鳥に配慮した伐採が求められており、野鳥の止まり木となる樹木は一部を伐採せずに残す必要がある場合があります。伐採せずに残す木は、伐採着手前に信濃川河川事務所と打合せのうえ確認してください。

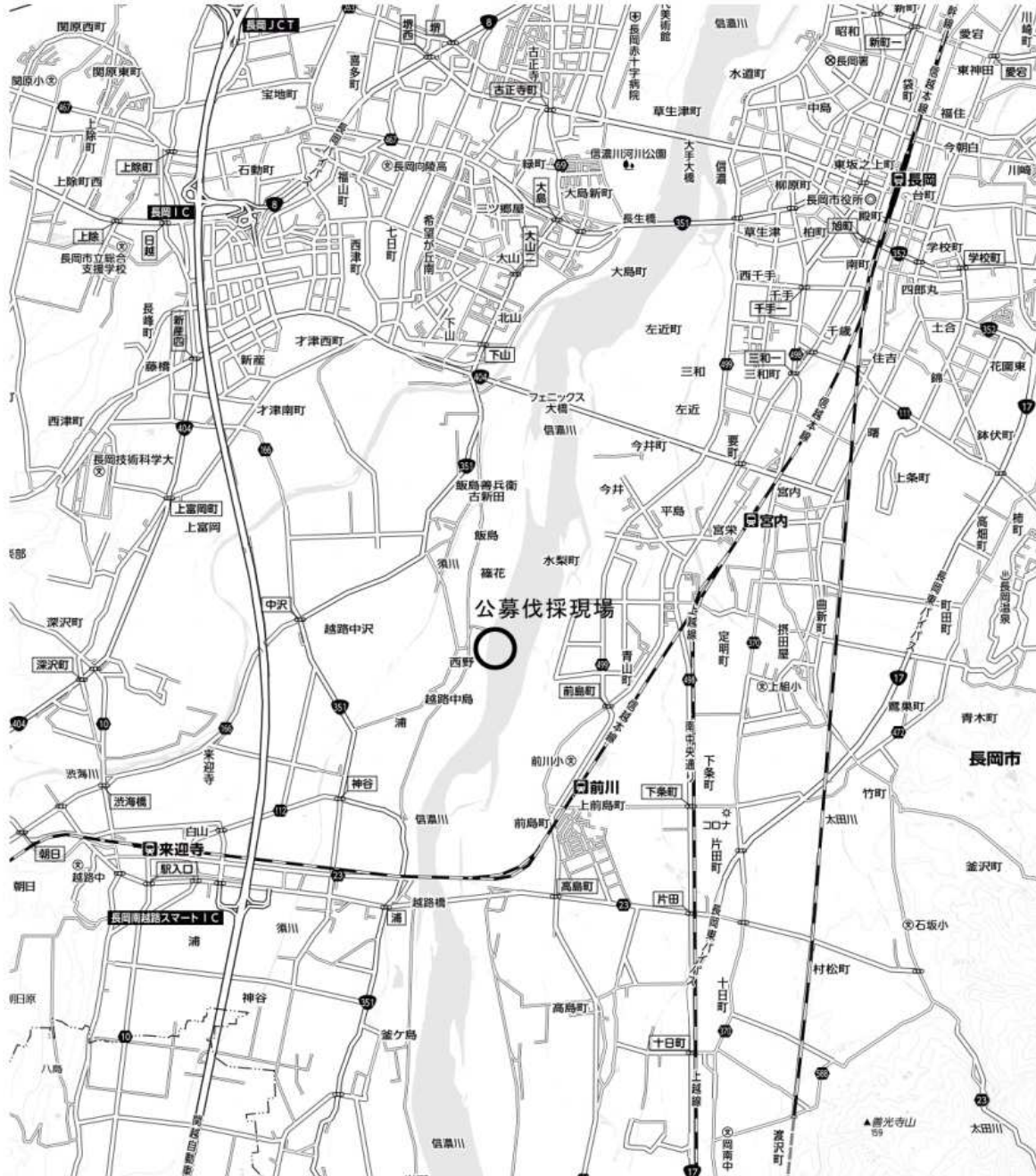
⑬採取した樹木の数量（ m^3 又はt）を計測し、伝票等資料を添えた集計表を提出して下さい。

⑭採取料は無料です。（別途新潟県知事が定める「新潟県河川流水占用料等徴収条例」（平成11年12月27日）第6条により免除となります。）

(13) 問い合わせ先

(8) 応募方法の⑧提出先と同じ。

位置図



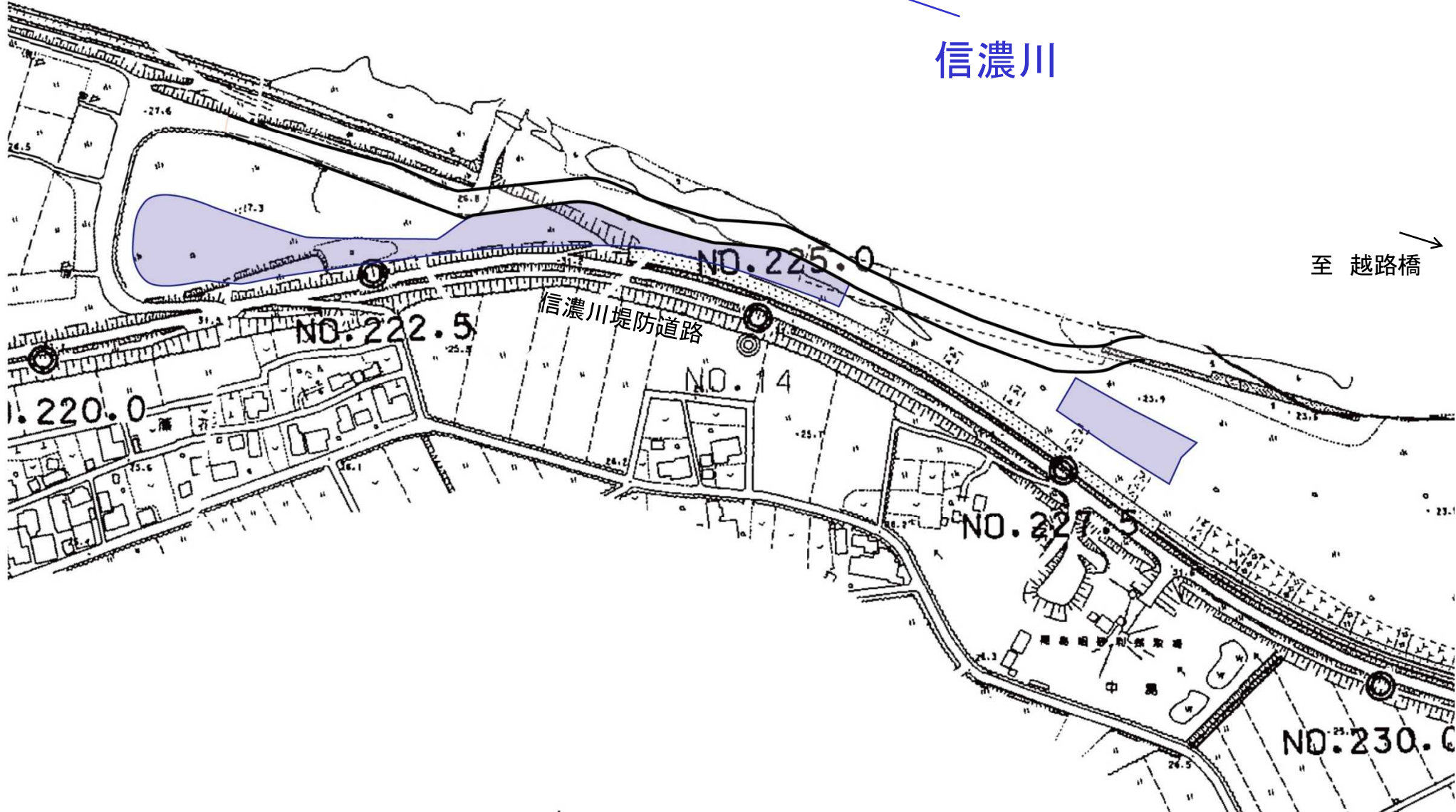
樹木伐採 公募箇所

←
至 フェニックス大橋



信濃川

→
至 越路橋



応募様式

平成 年 月 日

北陸地方整備局
信濃川河川事務所長 殿

<応募者>

氏名： _____ 印

住所： _____

電話番号： _____

メールアドレス： _____

平成26年 2月 日付けで公募された信濃川水系信濃川河川区域内の樹木採取について応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 採取を希望する河川産出物の種類： _____

2. 採取を希望する河川産出物の用途： _____

3. 採取に関する計画

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間) を予定

作業実施者 : 一日あたり 人で実施予定

伐開・搬出方法 : による伐開、 による搬出

4. 採取を実施する工程

- ・樹木の伐開
- ・伐木された樹木の枝払い
- ・伐木された樹木（幹）の小割り
- ・樹木の積込み搬出

5. 安全対策等の実施の有無 ※ 実施する項目の□全てにレ点を記入願います。

- 清掃
- 交通整理
- その他 ()

6. 参加資格の合致状況 ※ 該当する項目の□全てにレ点を記入願います。

- 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

－ 以上 －